

○岡山市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則

平成17年3月24日

市教育委員会規則第20号

改正 平成19年3月23日市教育委員会規則第9号

平成19年3月30日市教育委員会規則第11号

平成20年3月31日市教育委員会規則第4号

平成21年4月1日市教育委員会規則第21号

平成23年3月22日市教育委員会規則第6号

平成23年6月1日市教育委員会規則第14号

平成23年10月21日市教育委員会規則第17号

平成25年3月22日市教育委員会規則第6号

平成26年3月31日市教育委員会規則第4号

平成27年3月24日市教育委員会規則第8号

平成27年6月23日市教育委員会規則第21号

平成28年3月31日市教育委員会規則第6号

平成30年3月31日市教育委員会規則第21号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の7の規定により、岡山市教育委員会（以下「委員会」という。）の権限に属する事務の補助執行について定めるものとする。

(対象事務)

第2条 委員会は、学校体育施設の開放に関する事務を岡山市の組織及びその任務に関する条例（平成13年市条例第3号。以下「任務条例」という。）に規定する市民生活局に属する職員に補助執行させるものとする。

2 委員会は、次に掲げる事務を任務条例に規定する岡山っ子育成局に属する職員に補助執行させるものとする。

(1) 幼稚園の管理及び運営に関すること（園長及び教職員の人事、給与及び福利厚生に関するものを除く。）。

- (2) 青少年教育に関すること。
- (3) 青少年団体に関すること。
- (4) 少年自然の家及び日応寺自然の森に関すること。

3 委員会は、次に掲げる事務を岡山市区の設置並びに区の事務所の位置、名称及び所管区域並びに任務を定める条例（平成20年市条例第71号）に規定する区の事務所及び岡山市区役所支所及び地域センター設置条例（平成20年市条例第67号）に規定する区の事務所の出張所に属する職員に補助執行させるものとする。

- (1) 学齢児童生徒の就学受付に関すること。
- (2) 学童校外事故共済見舞金請求書の取次ぎに関すること。

4 委員会は、次に掲げる事務を任務条例に規定する市民協働局に属する職員に補助執行させるものとする。

- (1) 岡山市立公民館条例（昭和27年市条例第58号）第4条各号に掲げる事業（事業方針、計画策定等の教育行政の根幹にかかわる基本的事項及び重要な案件を除く）の事務補助に関すること。

（事務の決裁）

第3条 前条の規定により補助執行させる事務の決裁については、別表のとおりとし、同表に定めのない事項については、岡山市教育委員会事務処理権限規則（平成23年市教育委員会規則第11号）に定めるところによるほか、岡山市教育委員会事務局事務決裁規程（平成7年市教育委員会訓令甲第1号）の規定を準用する。この場合において、同訓令第4条、第9条及び別表第2の規定中「教育次長」とあるのは「岡山市事務決裁規程（平成4年市訓令甲第4号）第3条第1項第8号に規定する局長」と読み替えるものとする。

（その他）

第4条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年市教育委員会規則第9号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成 19 年市教育委員会規則第 11 号）

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年市教育委員会規則第 4 号）

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年市教育委員会規則第 21 号）

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年市教育委員会規則第 6 号）

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年市教育委員会規則第 14 号）

この規則は、平成 23 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年市教育委員会規則第 17 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 25 年市教育委員会規則第 6 号）

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年市教育委員会規則第 4 号）

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年市教育委員会規則第 8 号）

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年市教育委員会規則第 21 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 28 年市教育委員会規則第 6 号）

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年市教育委員会規則第 21 号）

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

事項	決裁区分			
	課長	部長	局長	教育長

1 第2条第1項に掲げる事務（歳出予算の執行に関するものを除く。）に関する事項（岡山市教育委員会事務処理権限規則に定める教育委員会議決事項を除く。）	(1) 重要なもの			○	
	(2) その他のもの	○			
2 第2条第2項第1号に掲げる事務（歳出予算の執行に関するものを除く。）に関する事項（岡山市教育委員会事務処理権限規則に定める教育委員会議決事項を除く。）	(1) 幼稚園の建築計画				○
	(2) 幼稚園の施設台帳の作成	○			
	(3) 幼稚園用地の設定				○
	(4) 幼児の入学及び就学の決定	○			
	(5) 幼児の死亡、防火管理等に関する報告の処理	○			
	(6) 幼稚園の教育課程編成表の承認				○
	(7) 障害のある幼児の就学指導	○			
	(8) 幼稚園の教育課程に関する指導、学	○			

習指導及び生徒指導				
(9) 幼稚園の経営指導及び助言	○			
(10) 幼稚園の教育指導資料の作成	○			
(11) 人権教育に関する事業の計画及び実施の決定 (重要なもの)				○
(12) 人権教育に関する事業の計画及び実施の決定 (重要なものを除く。)	○			
(13) 幼稚園の保健及び体育に係る管理及び運営事項の決定 (重要なもの)				○
(14) 幼稚園	○			

	の保健及び体育に係る管理及び運営事項の決定（重要なものを除く。）				
	(15) 幼稚園の保健及び体育に関する調査及び報告（重要なもの）				○
	(16) 幼稚園の保健及び体育に関する調査及び報告（重要なものを除く。）	○			

備考 この表において「局長」とは、岡山市事務決裁規程（平成4年市訓令甲第4号）第3条第8号に規定する局長をいい、「部長」とは、同項第9号に規定する部長をいい、「課長」とは、同項第10号に規定する課長をいう。